

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都大田区東糀谷五丁目8番14号

氏名 株式会社伸榮産業
代表取締役 黒寄 篤幸

複写無効

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

外添 要一



許可の年月日 平成27年11月26日

許可の有効年月日 平成32年11月25日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：収集運搬（積替え保管を含む）

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、
ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類
（石綿含有産業廃棄物を含む）

(以上12種類)

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、金属くず（廃乾電池、廃蛍光灯に限る）、
ガラス・コンクリート・陶磁器くず（廃蛍光灯、廃石膏ボードに限る）、がれき類

(以上5種類)

2 積替え保管施設（施設詳細は裏面のとおりに）

施設住所：大田区東糀谷五丁目8番14号

3 許可の条件

(1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として8時30分から17時30分までとする。

(2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬出は全て自ら行い、他人にこれを委託してはならない。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」
及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は本都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成27年11月26日 新規許可

平成27年11月26日 更新許可 第5回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面有り)

認定番号：3-14-B0042



産廃エキスパート

この許可証には複製の不正防止処置を施してあります。



東京都

(裏面)

許可番号 第13-10-017061号

2 積替え保管施設

施設住所：大田区東糞谷五丁目8番14号 積替え保管面積：991m² 最大保管高さ：1.7m

| 産業廃棄物の種類 | 保管量 |
|---------------------------------|----------------------------------|
| 汚泥 | ドラム缶1個 : 0.2m ³ |
| 廃油 | ドラム缶1個 : 0.2m ³ |
| ガラス・コンクリート・陶磁器くず (廃石膏ボードに限る) | プラスチックボックス1個 : 1.0m ³ |
| がれき類 | プラスチックボックス1個 : 1.0m ³ |
| 汚泥、金属くず (廃乾電池に限る) | プラスチックペール缶5個 : 0.1m ³ |
| 金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず (廃蛍光灯に限る) | ボックスパレット1台 : 1.1m ³ |
| | 保管量合計 : 3.6m ³ |

(以下余白)